

監査基準報告書 505「確認」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 505 確認 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 20 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《2. 監査証拠を入手する確認手続》 (省 略) 3. 他の監査基準報告書は、例えば、以下のように監査証拠としての確認の重要性について記載している。 (省 略) ・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」は、監査人が、評価したアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対応して、<u>監査証拠</u>を入手するため、確認手続を立案することがあると示している（監基報240のA129項からA135項参照）。 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《2. 確認依頼の送付に対する経営者の不同意》 7. 経営者が監査人の確認依頼の送付に同意しない場合、監査人は、以下の手続を行わなければならない	監査基準報告書 505 確認 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 20 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《2. 監査証拠を入手する確認手続》 (省 略) 3. 他の監査基準報告書は、例えば、以下のように監査証拠としての確認の重要性について記載している。 (省 略) ・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」は、監査人が、評価したアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対応して、<u>裏付けとなる追加的な情報</u>を入手するため、確認手続を立案することがあると示している（監基報240のA35項参照）。 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《2. 確認依頼の送付に対する経営者の不同意》 7. 経営者が監査人の確認依頼の送付に同意しない場合、監査人は、以下の手続を行わなければならない

改正案	現 行
ない。 (1) 経営者が同意しない理由について質問し、その正当性と合理性に関する監査証拠を求めること（A8項参照）。 (2) 不正による<u>重要な虚偽表示</u>リスクを含む、関連する重要な虚偽表示リスクに関する監査人の評価及びその他の監査手続の種類、時期及び範囲に及ぼす影響を評価すること（A9項参照）。 (3) 適合性と証明力のある監査証拠を入手するため立案した代替的な監査手続を実施すること（A10項参照）。 （省 略） 《3. 確認手続の結果》 《(1) 確認依頼への回答の信頼性》 （省 略） 10. 監査人は、確認依頼への回答に信頼性がないと判断した場合、不正による<u>重要な虚偽表示</u>リスクを含む、関連する重要な虚偽表示リスクに関する評価及び関連するその他の監査手続の種類、時期及び範囲に及ぼす影響を評価しなければならない（A17項参照）。 （省 略） 《Ⅲ 適用指針》 《1. 確認手続》 （省 略） 《(3) 確認依頼の立案》（第6項(3)参照） （省 略） A4. 確認依頼を立案する場合に検討する要素には、以下が含まれる。 ・ 対応するアサーション ・ 不正による<u>重要な虚偽表示</u>リスクを含む、特定の識別した重要な虚偽表示リスク ・ 確認状の構成と表現 ・ 監査業務等における過去の経験 ・ コミュニケーションの方法（例えば、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体の選択等） ・ 経営者による確認回答者に対する監査人への回答の承諾又は協力依頼（確認状に経営者が確認への回答を承諾している旨を記載することにより、回答が得やすくなる場合がある。） ・ 依頼された情報を確認回答者が確認又は提供する権限と能力（例えば、支店単位で回答を求めるか、全社単位で回答を求めるかなど） （省 略） 《2. 確認依頼の送付に対する経営者の不同意》 （省 略） 《(2) 重要な虚偽表示リスクの評価に及ぼす影響》（第7項(2)参照） A9. 監査人は、第7項(2)の評価により、監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第	ない。 (1) 経営者が同意しない理由について質問し、その正当性と合理性に関する監査証拠を求めること（A8項参照）。 (2) 不正リスクを含む、関連する重要な虚偽表示リスクに関する監査人の評価及びその他の監査手続の種類、時期及び範囲に及ぼす影響を評価すること（A9項参照）。 (3) 適合性と証明力のある監査証拠を入手するため立案した代替的な監査手続を実施すること（A10項参照）。 （省 略） 《3. 確認手続の結果》 《(1) 確認依頼への回答の信頼性》 （省 略） 10. 監査人は、確認依頼への回答に信頼性がないと判断した場合、不正リスクを含む、関連する重要な虚偽表示リスクに関する評価及び関連するその他の監査手続の種類、時期及び範囲に及ぼす影響を評価しなければならない（A17項参照）。 （省 略） 《Ⅲ 適用指針》 《1. 確認手続》 （省 略） 《(3) 確認依頼の立案》（第6項(3)参照） （省 略） A4. 確認依頼を立案する場合に検討する要素には、以下が含まれる。 ・ 対応するアサーション ・ 不正リスクを含む、特定の識別した重要な虚偽表示リスク ・ 確認状の構成と表現 ・ 監査業務等における過去の経験 ・ コミュニケーションの方法（例えば、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体の選択等） ・ 経営者による確認回答者に対する監査人への回答の承諾又は協力依頼（確認状に経営者が確認への回答を承諾している旨を記載することにより、回答が得やすくなる場合がある。） ・ 依頼された情報を確認回答者が確認又は提供する権限と能力（例えば、支店単位で回答を求めるか、全社単位で回答を求めるかなど） （省 略） 《2. 確認依頼の送付に対する経営者の不同意》 （省 略） 《(2) 重要な虚偽表示リスクの評価に及ぼす影響》（第7項(2)参照） A9. 監査人は、第7項(2)の評価により、監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第

改正案	現 行
36項に従い、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価を修正して、計画した監査手続も変更することが適切であると結論付けることがある。例えば、経営者が確認しないよう要請することに合理性がない場合、監査基準報告書240第<u>38</u>項において評価が求められている不正リスク要因を示唆することがある。 《3．確認手続の結果》 (省 略) 《(2) 信頼性のない回答》(第 10 項参照) A17. 監査人は、回答に信頼性がないと結論付ける場合、監査基準報告書315第36項に従って、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価を修正し、必要に応じて、計画した監査手続を修正することがある。例えば、信頼性のない回答は、監査基準報告書240第<u>38</u>項に従って不正リスクを評価する際の不正リスク要因を示すことがある。 《(3) 未回答》(第 11 項参照) (省 略) A19. 代替的な監査手続の種類及び範囲は、検討の対象となっている勘定とアサーションによって影響を受ける。確認依頼への未回答は、以前に識別されていなかった重要な虚偽表示リスクを示唆することがある。そのような状況では、監査人は、監査基準報告書315第36項に従い、アサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクの評価を修正して、必要に応じて計画した監査手続を修正することがある。例えば、確認への回答が予想よりも多い場合又は少ない場合には、以前に識別されていなかった不正リスク要因を示唆することがあり、監査人は監査基準報告書240第<u>38</u>項に従って評価する。 (省 略) 《(5) 確認差異》(第 13 項参照) A21. 確認の回答により生じた確認差異は、財務諸表における虚偽表示又は虚偽表示の可能性を示唆していることがある。監査人は、虚偽表示が識別された場合、<u>監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 5 項</u>に従って、当該虚偽表示が不正の兆候であるかどうかを評価する必要がある。確認差異は、類似の取引を行っている確認回答者からの回答、又は類似の特性を持つ勘定に対する回答の質の判断に当たっての参考となることがある。確認差異はまた、企業の財務報告に係る内部統制の不備を示唆していることもある。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上	36項に従い、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価を修正して、計画した監査手続も変更することが適切であると結論付けることがある。例えば、経営者が確認しないよう要請することに合理性がない場合、監査基準報告書240第<u>23</u>項において評価が求められている不正リスク要因を示唆することがある。 《3．確認手続の結果》 (省 略) 《(2) 信頼性のない回答》(第10項参照) A17. 監査人は、回答に信頼性がないと結論付ける場合、監査基準報告書315第36項に従って、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価を修正し、必要に応じて、計画した監査手続を修正することがある。例えば、信頼性のない回答は、監査基準報告書240第<u>23</u>項に従って不正リスクを評価する際の不正リスク要因を示すことがある。 《(3) 未回答》(第11項参照) (省 略) A19. 代替的な監査手続の種類及び範囲は、検討の対象となっている勘定とアサーションによって影響を受ける。確認依頼への未回答は、以前に識別されていなかった重要な虚偽表示リスクを示唆することがある。そのような状況では、監査人は、監査基準報告書315第36項に従い、アサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクの評価を修正して、必要に応じて計画した監査手続を修正することがある。例えば、確認への回答が予想よりも多い場合又は少ない場合には、以前に識別されていなかった不正リスク要因を示唆することがあり、監査人は監査基準報告書240第<u>23</u>項に従って評価する。 (省 略) 《(5) 確認差異》(第13項参照) A21. 確認の回答により生じた確認差異は、財務諸表における虚偽表示又は虚偽表示の可能性を示唆していることがある。監査人は、虚偽表示が識別された場合、<u>監査基準報告書240第34項</u>に従って、当該虚偽表示が不正の兆候であるかどうかを評価する必要がある。確認差異は、類似の取引を行っている確認回答者からの回答、又は類似の特性を持つ勘定に対する回答の質の判断に当たっての参考となることがある。確認差異はまた、企業の財務報告に係る内部統制の不備を示唆していることもある。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21	・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月 21

改正案	現 行
日改正) ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 ー 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 ー 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	日改正) ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 ー 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年 9 月26日改正）

以 上